**平成３０年（フ）第７４号**
千葉市若葉区桜木６丁目17番22号　ふるさと桜木
債務者　谷川　正弘（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４６号**
静岡県田方郡函南町塚本584番地の３
債務者　品川くにえ
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成３０年（フ）第４２号**
大阪市東淀川区菅原４―10―28―810、住民票上の住所静岡県富士市今泉４丁目９番12号
債務者　稲木　美穂
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１１０号**
大阪市住之江区北加賀屋５丁目５番58―702号
債務者　山本　晶子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２６４号**
大阪府枚方市出口６丁目９番１―209号　小野寺奈穂方、住民票上の住所大阪府枚方市東田宮１丁目３番20―101号
債務者　香崎　　寛
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２７２号**
大阪市北区国分寺２―３―27　セブンレジデンス503、住民票上の住所大阪市淀川区加島２丁目２番48号
債務者　松浦　知彦
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４１７号**
大阪府門真市新橋町２番３―1105号
債務者　東　　千穂
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第５４０号**
大阪市住吉区我孫子東２―４―16―207号、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子３丁目６番16号メゾンイングス我孫子107号
債務者　田中　貴子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第５５５号**
大阪府吹田市山田西１丁目７番Ｂ―305号
債務者　船越佑三子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第５９１号**
大阪市西淀川区佃１丁目26番４―706号
債務者　亀井　雅夫
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第５９８号**
大阪市西成区千本中１丁目５番２号　グローリー岸里　202号
債務者　大森　幹雄
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第６１０号**
大阪市住吉区殿辻２丁目２番12号滝本ビル２Ｃ号
債務者　木股　信弘
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第６２４号**
大阪府門真市向島町11番９号、住民票上の住所大阪府門真市向島町９番29号
債務者　小倉　利彦
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１１７号**
堺市西区浜寺諏訪森町東１丁26番地６　101号
債務者　北川　裕也
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第１２６号**
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目９番５号
債務者　近藤　尋典
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第１４６号**
福岡市東区舞松原４丁目６番1111号
債務者　堀内　國雄
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第１８１号**
福岡市東区名島１丁目28番23号
債務者　杉本　妙子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部